

平成29年第17回

# 荒川区教育委員会定例会

平成29年9月8日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成29年荒川区教育委員会第17回定例会

- 1 日 時 平成29年9月8日 午後1時30分
- 2 場 所 特別会議室
- 3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和  
教育長職務代理者 小 池 寛 治  
委 員 小 林 敦 子  
委 員 坂 田 一 郎  
委 員 高 野 照 夫
- 4 出席職員 教 育 部 長 阿 部 忠 資  
教育総務課長 山 本 吉 毅  
教育施設課長 平 野 興 一  
学 務 課 長 小 堀 明 美  
指 導 室 長 瀬 下 清  
ゆいの森課長 菊 池 秀 幸  
地域図書館課長 中 野 猛  
書 記 佐々木 希久子  
書 記 小 川 綾 一  
書 記 湯 田 道 徳  
書 記 宮 島 弘 江

(1) 報告事項

- ア 就学援助費及び就学奨励費にかかる入学準備金の入学前支給について  
イ 荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について(報告)

( 2 ) その他

教育長 それではただいまから、荒川区教育委員会第17回定例会を開催させていただきます。

出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小池委員、高野委員、お二人にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

5月26日開催の第10回定例会及び6月9日開催の第11回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付させていただき、この間御確認をしていただきました。本日、特に委員の皆様から御意見等なければ、承認とさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、承認とさせていただきます。

本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。式次第にもございますように、報告事項2件となっております。

初めに、報告事項ア「就学援助費及び就学奨励費にかかる入学準備金の入学前支給について」学務課長から説明をいたします。

学務課長 「就学援助費及び就学奨励費にかかる入学準備金の入学前支給について」御説明いたします。これまで、入学後の7月に支給しておりました就学援助の費目の一つであります中学校の入学準備金について、来年4月に中学校に入学される方から、実際に入学準備をされる入学前の小学校6年生の2月に支給できるよう支給手続等を変更するものでございます。

支給の対象となりますのは、就学援助を受けている現小学校6年生となり、就学援助については339名、特別支援学級等に通われている方が対象の就学奨励費については4名の方が対象となっております。

支給額はこれまでと変更なく、就学援助費については2万6,860円、就学奨励費については1万1,775円となっております。

また、その他でございますが中学校に入る段階で御家庭の経済的な状況が変わりまして、中学校に入ってから初めて就学援助を受けるようになった方に対しては、入学後の7月にこれまでどおり入学準備金を支給することといたします。

御説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

小池委員 大変結構なことだと思います。ちょうど年度をまたがるので、こういうのはちゃんと実態に合わせて予算を組むというのは大切だと思います。以上です。

教育長 今の小池先生のお話にもありましたけれども、どうして今まで入学前に支給できなか

ったのかということについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 今回改正に至った理由としましては、今年の3月31日に文部科学省から入学前に支給したのものについても国の補助金の対象としますという通知があり、それをもって入学前にも支給できるということが実質可能になりましたので、今般、入学前支給を進めることといたしました。

教育長 今までは国が入学に必要な経費を保護者に支給するのに、入学後でないと補助金の対象としませんよというやり方をしていたので、全国の自治体ではそういった取り扱いをせざるを得なかったのですけれども、国会での論議を踏まえて、国が入学前に支給した場合でも補助金の対象とすることに改めました。全国の自治体で一斉にというわけにはなかなかいかないのですけれども、国の見解を受けて、荒川区としても、ただいま小池先生のお話にもありましたように保護者の方々の経済的事情を考慮し支援するという立場から、このような形で来年度からやらせていただきたいという考えを取りまとめたところでございます。

坂田委員 私も制度の趣旨から考えると賛成です。

教育長 小学校でも就学援助はやっていますよね。

学務課長 はい。

教育長 それについては、どうなのでしょう。

学務課長 小学校につきましては、法律が児童・生徒の保護者に対し就学援助を支給するというもので、入学前は児童ではないのでということで今まで外れておりましたが、今回の通知で同様に小学校についても入学前支給が可能とはなっているのですが、周知の問題ですとか、申請の時期と支給の時期といった課題を研究させていただいて、またシステムを大幅に更新しないと支給の手続きが難しいということもあって、今後も調査・研究をさせていただきたいと思っております。

教育長 ほかにございますでしょうか。

高野委員 御説明がありましたように、就学援助費と奨励費の受給者はトータル343人ですね。この増減により支給時期が変わったことによって変化しましたか。

学務課長 こちらの人数につきましては、今年の4月に申請していただいて、7月に認定になった今現在の小学校6年生の方の就学援助を受けている方の実数ですので、この制度が変わったことによってこの人数が増減するとか影響するということはありません。

高野委員 昨年度に比べていかがですか。

学務課長 昨年度に比べると、まず小学校全体で就学援助を受けている率が少し減っておりますので、今、小学校で22%ぐらいなのですけれども、去年は23%から24%の間だったと記憶しているのですが、少しずつ下がってきてはいます。

教育長 全国的には就学援助の率が上がっていると国からも言われていますけど、23区内においては、少しずつ下がってきているという状況です。また、先ほど高野先生からお話のありました人数なのですけれども、今、現に給食費等も含めて就学援助をしている御家庭に対して、中学の入学準備金を支給しますということなので、所得の把握もできております。

また、今は支給対象外だけれども、中学校に入学した時点で前年より御家庭の所得が下がって就学援助の範囲に該当したという御家庭については、先ほども学務課長が御説明したように7月の時点で、さかのぼって支給するという形になるかと思えます。

坂田委員 この支給はあくまでも支給のタイミング、平成30年の前だから平成29年の所得ですか。

学務課長 そうです。平成29年度として申告していただいたということです。

坂田委員 所得だから、年なのですね。

学務課長 平成28年中の収入を平成29年の6月に申告してもらったものに対して、審査をするということになります。

坂田委員 だから、それで確定しているわけですよね。その後逆に豊かになる方もおられるから、この制度はそういうことは言っていないで、ということですね。そういったことを想定してしまうと制度としては成り立たないので、今のお答えだと安定的な制度になると思えます。

教育長 では、よろしいでしょうか。それでは、続いて「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」の御報告を教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 すみません。生涯学習課長が本日所用で欠席ですので私の方からかわりに、「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」の御報告でございます。名称及び保持者ですけれども、工芸技術の仏壇の飯岡時三郎様でございます。生年月日は大正12年生まれで94歳でございます。住所が町屋5-1-16で、保持者としての指定は平成5年度でございます。解除の年月日及び解除理由は亡くなったということで、今年8月5日、先月の8月5日に亡くなられましたので解除という形をとらせていただきたいということでの御報告でございます。説明は以上でございます。

教育長 この件に関して、何か御質問とか御意見とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告、了承とさせていただきます。

続きまして、その他の報告事項でございますけれども、「9月から11月の教育委員会関係行事」ということで、資料を配付させていただいてございます。これに関連して何かございますでしょうか。図書館とか、ゆいの森から何かありますか。

地域図書館課長 特段ございません。

教育長 地域図書館課長、10月末からのふるさと文化館の「下町の名宝展～あらかわの有形文化財～」については、また、御案内がありますか。

地域図書館課長 生涯学習課の方から届くと思います。

教育長 よろしいでしょうか、ゆいの森も。

ゆいの森課長 はい。

教育長 続きまして、「平成29年度区民の声」4月から6月分についての資料を配付させていただいております。これについては席上配付ということですが、お目通しいたできまして、また御意見等ありましたら事務局に御連絡いただければと思っています。

予定しておりました事項は以上でございます。事務局から連絡事項はございますでしょうか。

教育総務課長 教育総務課長から1件ございます。

平成28年度の荒川区一般会計決算の教育関係につきまして、区長から意見聴取がございまして、8月28日に文書付議をさせていただきました。各委員の皆様から可とするという意見をいただいておりますので、区長部局にその旨を回答したところでございます。私からの報告は以上でございます。

教育長 それでは、ほかに特になければ、以上をもちまして教育委員会第17回定例会を閉会とさせていただきます。

了